

相手国政府・ 相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 (注2)	署名日 (加算日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
タジキスタン	タジキスタン共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とタジキスタン共和国政府との間の交換公文	タジキスタンの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むタジキスタンの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	950,000千円 -----	H14.2.15 ドゥシヤ ンベで (同日)	日本側 中山恭子在タジキ スタン大使 タジキスタン側 ザイクラ トル・ボルトフ経済貿易省 第一次官	H14.8.26 369号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

タジキスタンとの無償資金協力取極一覧